

特例を受けるための要件

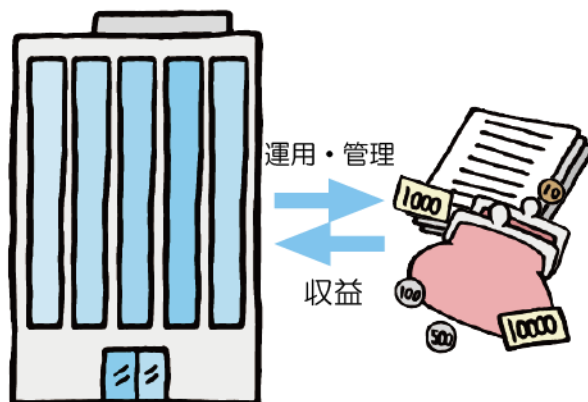
	要件
会社の主な要件	(1)株式が非上場株式に該当すること
	(2)中小企業基本法の中小企業であること
	(3)風俗営業会社でないこと
	(4)資産管理会社でないこと
	(5)常時使用する従業員が1人以上(一定の外国会社株式等を保有している場合には5人以上)であること
	(6)会社の株式等及び特別関係会社のうちこの会社と密接な関係がある一定の会社の株式等が、非上場株式等であること
後継者(相続人)	(1)相続開始の日の翌日から5か月を経過する日においてその会社の代表者であること
	(2)相続開始時に後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
	(3)1つの会社で特例の適用を受けられるのは1人
先代経営者	(1)その会社の代表者であること
	(2)相続開始の直前に後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
担保提供	納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

資産管理会社について



資産保有型会社

特定資産の合計額 ÷ 総資産価額 ≥ 70%



資産運用型会社

直前期の特定資産の運用収入 ÷ 直前期の総収入金額 ≥ 75%

特定資産とは

- 有価証券等
その中小企業者の特別子会社のうち資産保有型又は資産運用型会社でない会社の株式は、除かれます。
- その中小企業者が現に自ら使用していない不動産（遊休地・賃貸用不動産・販売用不動産）
- ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利^{※1}
- 絵画、彫刻、工芸品その他有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石^{※1}
※事業の用に供する目的のものは除く

特定資産の運用収入とは

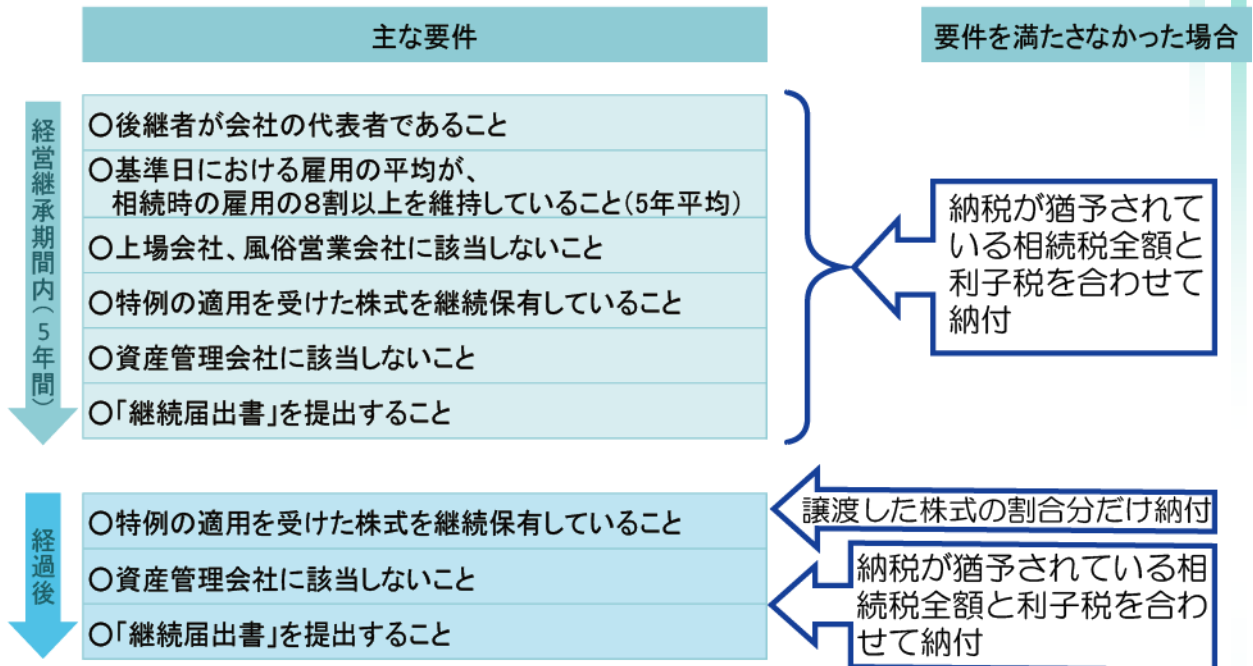
特定資産の運用収入及び特定資産の譲渡収入です。

特別関係会社とは

会社とその代表者とその親族が、合わせて過半数の総株主等議決権数を保有している会社のことです。

納税猶予を続けるための要件

●納税猶予を続けるためには次の主要要件を満たすことが必要です。満たせなかった場合には、納税猶予額の全額あるいは一部の納付が必要となります。



- 相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じた利子税がかかります。
- 納税することとなった場合、確定事由に該当することとなった日から2か月を経過するまでに納付する必要があります。

後継者が死亡した場合

「免除届出書」「免除申請書」を提出することにより納税が猶予されている相続税の全部、または一部が免除されます。

後継者死亡以外に納付が免除される場合

- 経営承継機関経過後（5年経過後）に、この特例を受けた株式を贈与して、「贈与税の納税猶予及び免税の特例」の適用を受ける場合。
- 経営承継機関経過後（5年経過後）に破産手続き開始の決定または、特別清算開始の命令があった場合など。